

○箕面市路上喫煙禁止条例

平成二十二年十月八日

条例第三十八号

(目的)

第一条 この条例は、路上喫煙の禁止について必要な事項を定めることにより、市民等の安全及び健康的な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 道路等 道路、広場、公園その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。
- 二 自転車等 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車、同項第十一号の二に規定する自転車並びに同法第三条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- 三 路上喫煙 道路等において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること（自転車等に乗車中に喫煙し、又は火のついたたばこを所持することを含む。）をいう。
- 四 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(市の責務)

第三条 市は、第一条の目的を達成するため、路上喫煙の禁止に必要な施策を実施するものとする。

(市民等の責務)

第四条 市民等は、前条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民等は、路上喫煙により他人に被害を与え、又は迷惑をかけることのないようにしなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、第三条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(路上喫煙禁止地区等の指定)

第六条 市長は、必要があると認めるときは、箕面駅周辺から箕面大滝周辺に至るまでの範囲内において、路上喫煙を禁止する道路等を路上喫煙禁止地区として指定することができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、路上喫煙禁止地区内において喫煙することができる場所を指定喫煙場所として指定することができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止地区又は指定喫煙場所の指定を変更し、又は解除することができる。

4 市長は、前三項の規定により路上喫煙禁止地区又は指定喫煙場所を指定し、変更し、又は解除したときは、その旨を告示するものとする。

(路上喫煙の禁止)

第七条 市民等は、路上喫煙禁止地区内（指定喫煙場所を除く。）において路上喫煙をしてはならない。

(指導)

第八条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、路上喫煙の中止を指導することができる。

(現場における職員の権限)

第九条 市長は、当該職員をして、現場で前条の規定による指導及び第十三条の規定による処分に係る事務を行わせることができる。

(身分証明書)

第十条 前条の規定により指導及び処分に係る事務を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、第七条の規定に違反した者又は関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(弁明の方法)

第十一条 第十三条の規定による過料の処分の際の弁明は、箕面市行政手続条例（平成九年箕面市条例第一号）第三章の規定にかかわらず、その場で書面を提出してするものとする。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第十三条 第八条の指導に従わず、なお第七条の規定に違反した者は、千円の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 路上喫煙禁止地区及び指定喫煙場所の指定に関し必要な手続その他の準備行為は、平成二十三年四月一日前においても行うことができる。